

はしがき

本書は、1991年度に環境問題総合研究事業の一環として実施された「発展途上国の環境法と行政制度(1)－東アジア，シンガポール」に関する委員会の研究成果をとりまとめたものである。

近年、環境問題は先進国のみならず、途上国においても重要な問題として注目されている。特にアジア地域にはいわゆる NIEs と呼ばれる国・地域が集中しており、産業公害型の環境問題のみならず複雑かつ多様な環境問題が発生している。

そこで本研究会では1991年度に、東アジア（韓国、中国、香港、台湾）およびシンガポールを対象に、環境法と環境行政に関する調査を実施した。

今回の調査において、これらの国・地域では、環境法の整備および環境行政機関の設置に関して積極的な展開が見られることが明らかになった。この地域の国・地域は、環境問題解決に対し、法的な枠組みを確立し、これを実施するための環境行政機関の設置・改編に積極的に取り組んでいることが検証された。

なお、法律学の立場から注目されたのは、この国・地域では、公害紛争が激化し、公害訴訟が重要な社会問題として登場しつつあることであった。台湾では1992年に公害紛争処理法が成立し、中国においても環境問題に関わる多数の紛争が調停や訴訟で解決されている。また、この地域の多くの国・地域では、環境影響評価制度の整備確立に対して大きな関心が向けられており、地方自治体レベルの環境行政および無過失責任制度の確立のための法整備も急速に進められつつある。環境問題解決における法の役割と機能は急速に増大しつつあるといえよう。

本書は、国内研究会の調査であり、東アジアの国・地域のそれぞれにつき、環境問題の特徴、環境行政、法体系、環境影響評価制度等の内容を中心

に述べてある。

ところで、この調査の実施にあたり、日本国内における関係国・地域の環境法関連の資料は極めて少ない状態であった。このため、調査の実施に際し、海外で訪問した環境関連の国際機関，在外公館、政府関係機関、大学などの学術関連機関、国内の各国政府の出先機関、日本国の政府機関、援助関連機関、環境法（問題）研究者、企業の専門家、N G O関係者など多数の方々から、貴重な協力および資料提供を得ている。この場を借りて、謝意を表したい。さらに、研究会の講師として貴重な時間を割いていただいた、丸山伸郎（アジア経済研究所経済協力調査室長）、森若美代子（旭硝子エンジニアリング社）、孫永培（ダイナックス都市研究所）の各氏に対しても謝意を表する。また、本報告書を作成するにあたり、小島三多、松尾英子、雨宮洋美、野上留美各氏の助力も得たので、ここに記して謝意を表する。

本調査委員会の構成は以下のとおりである。

主査・幹事：作本直行（経済協力調査室）

委員 野村好弘（東京都立大学教授）

木村 実（拓殖大学教授）

劉 得寛（東海大学教授）

井上秀典（明星大学助教授）

段 匡（中国弁護士）

耽 順（中国環境科学教育院）

なお、本調査委員会は、海外共同研究者が執筆した論文をすでに印刷している。「発展途上国環境問題総合研究報告書—海外共同研究（中国）—中国における環境意識と公害被害救済」（中国社会科学院法学研究所長王家福、馬驥聰）、「発展途上国環境問題総合研究報告書—海外共同研究（台湾）—台湾における環境意識と公害紛争処理」（台湾輔仁大学法学研究所長邱聰智）の2編である。これらは、アジア経済研究所から1992年3月に発表されているので、参照されたい。また、現在、これらの邦訳作業を進めている（注：同名の邦訳書が1994年3月にアジア経済研究所から発行されている）。